

引き継がれる ふるさとへの思い

千野茂彫刻展開催



寄贈したブロンズ像の前には笑む雪子さん(左)

七月一日から七日まで、白根学習館で、千野茂彫刻展が開催されました。期間中、約一千七百五十人が訪れ、作品を間近で楽しんでいました。昨年四月に亡くなった千野さんの「所蔵している全作品を、生まれ故郷の白根市に寄贈したい」という遺志を引き継いだ妻雪子さん(東京都在住)が同年九月、全三十八点を市に寄贈。そこで、その芸術性の高い作品を多くの人に鑑賞してもらおうと、民間有志で千野茂彫刻展実行委員会を組織し、彫刻展が実現しました。市も開催に併せ、寄贈作品から一体をブロンズ化しています。

初日のオープニングセレモニーでは、作品を寄贈し市の芸術文化に貢献したことにより、吉沢市長から雪子さんに紺綬褒章が伝達されました。またブロンズ像を市に寄贈したことにより、雪子さんと白根ロータリークラブにそれぞれ感謝状が贈られました。市長は「千野先生の作品を市に寄贈いただいたことは、市民一人ひとりとって名譽なこと」と喜びを語り、雪子さんは「亡き夫の遺志がかない、皆さまに心から感謝します。作品が少しでも皆さんの役に立つことを願っています」とあいさつ。この後テープカットが行われ、彫刻展が華やかにスタートしました。六日には県彫刻協会会長の幸田顕さんが、それぞれの作品の前で、さまざまな角度から解説。「彫刻は三百六十度すべて美しくなければならぬ。千野先生の作品は、どこから見てもバランスがよく、非常に美しい」と絶賛。約三十人の参加者は時折メモを取り、熱心に聴き入っていました。ある参加者は「千野先生が同じ新飯田出身ということでした。作品はどれもすばらしかったです」と誇らしげに話していました。市は、今後も作品のブロンズ化を進め、広く市民に鑑賞してもらうことにより、千野さんのふるさとへ寄せる思いに添えていきます。



6日に行われた作品解説の様子

シリーズ・消防団って何だろう？ ファイナル

地域を守る 誇り高き消防団

団長 あいさつ

2001年9月11日、世界貿易センタービルで多くの消防団員が殉職しました。彼らは事件の第一報を聞くと、すぐに現場に駆けつけ、噴煙を上げるタワーに突入して行きました。もし消防という職務になれば、誰もが逃げ出さなくなるような恐ろしい現場に、自ら近づくことはなかったでしょう。しかし消防という誇り高い職務に身を捧げた彼らは、最愛の家族を残し、その惨劇の犠牲となりました。

このように、消防という職務には常に危険が伴います。そのため消防団員は一丸となって訓練等を行い、士気高揚を図っています。地域に密着したさまざまな活動を行い、「わたしたちの家庭はわたしたちが守る」を合い言葉に、安全な地域を築き上げるよう育成指導をしています。また世代・性別・職業を問わず幅広く消防団活動に参加と協力を求め、消防防災の視野を広げるとともに、これまでの「火消し消防」としての消防団から「地域防災の中核」となるべく、時代に合った活動内容と体制づくりを考えています。わたしたち消防団は、さらなる充実強化を図っていきますので、皆さんのご理解とご協力を、心からお願いします。

白根市消防団長 安藤政治

いよいよ消防団シリーズ最終回。今号は消防団長のあいさつや、消防団員になるために必要なことなどをお伝えします。このシリーズを通し、皆さんに消防団のことを少しでも理解していただけたら幸いです。

消防団員になるには

条例で以下の条件が定められています。

1. その消防団の直轄区域内に住居または勤務する人
 2. 年齢が18歳以上の人
 3. 志操堅固(考えを変えず節操を守る)で身体強健の人
- 消防団員になるには、まず各地域にある分団の中の部に入ります。部には定数があり、欠員があれば入団できます。消防団の活動は地域に密着したものであるため、住んでいる場所を管轄する部に入団することになりますが、必ずしもその限りではない場合もあります。

最後に

災害はいつ襲ってくるか分かりません。また地震等の大規模災害時には地域の実情に精通した消防団員の活動が不可欠です。消防団へのご理解とご協力をお願いします。

おわり

◆問い合わせ 白根市消防団事務局(総務課消防交通係内)
☎373・2111 ☎348

住民基本台帳ネットワークシステム 第2次サービス開始

昨年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働しましたが、今年8月25日から第2次稼働として新たなサービスが開始されます。

住民基本台帳ネットワークシステムの基礎知識

住民基本台帳	住民の氏名、住所などが記載され、国民健康保険や国民年金等の各種行政サービスの基盤となるものです。
住基ネット	市区町村の住民基本台帳と都道府県・指定情報処理機関をネットワークで結び、法律で定める行政機関等へ本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードおよびこれらの変更情報)を提供し、さまざまな行政手続事務の効率化・簡素化を図るためのネットワークシステムです。
昨年8月からの第一次サービス	昨年8月から第1次サービスとして、住基ネットから本人確認情報を行政機関へ提供することにより、パスポート交付申請や恩給受給権調査申立等の行政手続において、住民票の写しの添付や市区町村長の証明が省略できるようになりました。

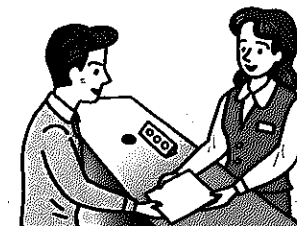
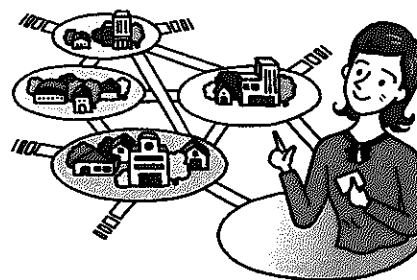
住基ネット第2次サービス(今年8月25日から)

【住民票の写しの広域交付】

現在、白根市民の皆さんの住民票の写しは白根市で交付していますが、戸籍筆頭者の氏名、本籍地の記載のないものであれば、住民基本台帳カードや運転免許証等を提示することにより、白根市以外の市区町村窓口でも交付が受けられます。

【転入転出手続の簡素化】

転入転出の手続きは、転出地で転出証明書の交付を受け、転入先で転入の届出をしますが、住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、一定の事項を記入した転出届を事前に転出地市区町村へ郵送し、転入先市区町村で住民基本台帳カードを提示して転入届を行うことにより、転入先窓口での手続きだけで済むようになります。



住民基本台帳カードの登場

写真付カード



【カード希望者に交付(有料)】

希望すれば、住民基本台帳カードが有料(500円)で交付されます。カードは写真付き、写真なしの2種類があり、写真付きは公的な証明書として利用できます。

※写真付きを希望する場合は写真(6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景でサイズ縦4.5cm、横3.5cmのもの)が必要となります

問い合わせ 市民生活課市民係 ☎373・2111 内204、205、206